

1. 症例定義：

先天性風疹症候群(CRS)…妊娠時の風疹感染が原因で出生児に難聴、白内障、心奇形を主徴とする先天異常が引き起こされた場合。

2. 検査対応症例

各地方衛生研究所では以下の症例に対して病原体診断検査を行う。

医療機関では患児の風疹 IgM 抗体を測定する（できれば風疹 IgG 抗体も測定する）。

- (1) 出生児において CRS を疑う臨床所見がある場合
- (2) 成育中に CRS を疑う臨床所見を認めた場合

3. 検査対応手順

- (1) 医療機関は上記 CRS を疑う症例を認めた場合、管轄保健所に連絡する。
- (2) 医療機関は核酸検査の手續きと検体採取方法、輸送・運搬方法について保健所と相談する。
- (3) 検体は、①咽頭ぬぐい液（緩衝液あるいは生理食塩水 1 ml 入り試験管）、②尿（試験管）、③EDTA 血 0.5ml
- (4) 衛生研究所が風疹ウイルスに対する核酸検査（RT-PCR 法）を実施する。
- (5) 検査結果は衛生研究所から医療機関および管轄保健所へ報告される。
- (6) 風疹ウイルスが検出された場合は、原則、生後 3、6、9、12 か月にウイルス学的陰性確認を行う。

※ CRS は感染症法における 5 類感染症（全数報告）にあたるので、7 日以内に届出が必要である。

（先天性風しん症候群届出 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou11/01-05-10.html>）

4. 風疹ウイルス陰性確認

1 か月以上の間隔をあけて採取された検体で、2 回連続して風疹ウイルス遺伝子が検出されないこと。

参考：国立感染症研究所 HP <http://www.nih.go.jp/niid/ja/crsqa.html>

（CRS 症例の約 10%では 1 歳時に風疹ウイルスが検出されると報告されている）

5. 検査対応期間

平成 25 年 12 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

<検査に関する連絡先> 医療機関の所在地で連絡先が異なります

●大阪市内の医療機関

大阪市保健所 感染症対策課 電話 06-6647-0656

●堺市内の医療機関

堺市公衆衛生研究所 電話(代表) 072-238-1848

●（大阪市、堺市を除く）大阪府内の医療機関

大阪府立公衆衛生研究所ウイルス課 電話 06-6972-1321